

2019年度版AFPテキスト 改正のお知らせ

2019年10月1日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
 F P試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
 なお、**該当ページ**には、2019年度版AFPテキストの該当ページを記載しています。

<ライフプランニング>1. 幼児教育・保育の無償化が始まりました。

消費税率10%への引き上げにあわせて、2019年10月1日より幼児教育・保育の無償化が始まりました。対象となるのは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳～5歳の子どもの利用料です。認可外保育施設では、保育の必要性の認定があれば月額37,000円まで無償です。0歳～2歳の子どもは、住民税非課税世帯が対象となります。

該当ページ P21 に新規追加

2. フラット35が改正されました。

これまで、借入対象となる住宅の建設費または購入価額は1億円が上限でしたが、2019年10月1日以後の借入申込受付分からこの制限がなくなります。

該当ページ P109

<リタイアメントプランニング>1. 雇用保険の教育訓練給付に新たな内容が加わりました。

雇用保険の教育訓練給付について、4年課程の専門実践教育訓練や特定一般教育訓練給付金制度が新たに開始しました。

(1) 4年課程の専門実践教育訓練が開始しました。

2019年4月1日以降、法令上の最短の課程が4年となる専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）については、通常3年分の支給額に加え、4年目受講相当分として上限年額40万円（資格取得等した場合は上限年額56万円）が上乘せされ、上限160万円（資格取得等した場合は上限224万円）に引き上げられました。

(2) 特定一般教育訓練給付金制度が開始しました。

2019年10月1日以降、速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する特定一般教育訓練を受けた場合、受講費用の一部が支給されます。

	特定一般教育訓練給付金
対象者	被保険者期間が通算3年以上（初回のみ1年以上）ある者
支給額	受講費用×40%
支給額の上限	20万円

該当ページ P18

2. 年金生活者支援給付金制度が開始しました。

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給され、2019年10月1日の消費税率10%への引き上げ時に開始した制度です。なお、年金生活者支援給付金には、老齢給付・障害給付・遺族給付の3種類があります。

	老齢年金生活者支援給付金	障害年金生活者支援給付金	遺族年金生活者支援給付金
対象者	以下3点の要件をすべて満たす者 ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者 ・同一世帯の全員が市町村民税非課税 ・前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が879,300円以下	以下2点の要件をすべて満たす者 ・障害基礎年金の受給者 ・前年の所得が4,621,000円*以下	以下2点の要件をすべて満たす者 ・遺族基礎年金の受給者 ・前年の所得が4,621,000円*以下
支給額	5,000円(月額)を基準として、保険料納付済期間と保険料免除期間の各々を基に算出した額の合計額	・障害等級が2級の者:5,000円(月額) ・障害等級が1級の者:6,250円(月額)	5,000円(月額)

*扶養親族の数に応じて増額される

該当ページ P70 に新規追加

<リスクと保険>1. 全労済の愛称が「こくみん共済coop」になりました。

2019年6月より、全労済の愛称が「こくみん共済coop」になりました。

該当ページ P62

2. 法人が支払う定期保険および第三分野保険に係る保険料の取扱いが改正されました。

これまで、法人が支払う保険料の経理処理においては、保険の種類ごとに損金算入に制限をかける取扱いとなっていました。節税を目的とする高い返戻率の保険が問題となったことで、この取扱いが見直されることになりました。

改正後は、保険の種類ごとの取扱いが廃止され、最高解約返戻率に応じて、保険期間の当初一定期間は保険料の一定割合を資産計上することになります。その資産計上部分は、

保険期間の終期の一定期間で按分して取り崩します。

この改正は、2019年7月8日以後の契約にかかる定期保険および第三分野保険の保険料について適用され、7月7日以前の契約においては引き続き従前の取扱いとなります。ただし、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険の保険料については、2019年10月8日以後の契約にかかるものから適用されます。

該当ページ P171～176

<不動産運用設計>

1. 建築基準法における建蔽率の緩和要件が変更されました。

建築基準法の一部を改正する法律の施行（2019年6月25日）により、建蔽率の緩和要件が変更されました。

該当ページ P59～60

2. 防火地域・準防火地域における建築物の構造制限が変更されました。

建築基準法の一部を改正する法律の施行（2019年6月25日）により、防火地域・準防火地域内の建築物の構造制限が変更されました。

該当ページ P69

<相続・事業承継設計>

1. 遺留分に関する民法の特例の対象が個人事業者に拡大されました。

2019年7月16日以降、経営承継円滑化法における遺留分に関する民法の特例の対象が個人事業者に拡大されました。この特例を活用すると、先代事業者から後継者に贈与等された事業用資産について、遺留分算定基礎財産から除外（除外合意）することができます。なお、この特例を利用するためには、以下の要件を満たした上で推定相続人および後継者全員の合意を得て合意書を作成し、経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可を受けることが必要です。

	要件
先代事業者	<ul style="list-style-type: none"> 合意時点において3年以上継続して事業を行っている個人事業者である 事業の用に供する事業用資産のすべてを後継者に贈与している
後継者	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者である 合意時点において個人事業者である 先代事業者からの贈与等により事業用資産を取得している

該当ページ P190

以上